

長崎県看護学会学術集会演題及び抄録原稿募集要領

1. 学術集会について（平成30年度学術集会）

- 1) メインテーマ 地域包括ケアシステムの推進
～病院と地域を“看護”でつなぐ～
- 2) 開催期日 平成30年8月18日（土曜日）
- 3) 開催場所 〒854-0072 長崎県諫早市永昌町23番6号
ながさき看護センター（Tel.0957-49-8050）

2. 学術集会演題及び抄録発表原稿募集について

- 1) 発表形式 ※発表形式は希望にそえない場合があります。
 - (1) 「口演発表」と「示説」発表の2形式とする。
「口演発表」： 発表時間は「7分」とする。（質問時間は3分とする）
「示説発表」： 掲示ボードは、縦170cm×横85cm以内、
発表時間は「5分」とする。（質問時間は5分とする）

3. 参加資格および演題応募資格について

- 1) 長崎県看護協会学術集会へは、本会会員、非会員(他職種)、学生も参加可能。
- 2) 演題応募者は長崎県看護協会の会員に限る(ただし、看護職以外の共同研究者はこの限りでない)。

4. 演題申し込みについて

- 1) 申込書等
 - (1) 研究発表申込書（様式1）に記載事項を記入し、学会委員会あてに申し込む。
 - (2) 抄録応募原稿（以下「抄録原稿」とする。）は、「長崎県看護学会学術集会演題及び抄録作成要領」及び様式2を参考に、書式、文字数等を厳守の上作成する。
 - (3) 倫理上の配慮の中では、対象者へのプライバシー保護と共に、当該施設の倫理審査委員会等の承認を得ている事を明記する。
 - (4) 応募についてはテーマ、分野を問わない。

2) 送付方法について

(1) 郵送の場合

①抄録応募原稿等応募書類を送付するときは、台紙を入れ折らずに送付する。

②提出書類

研究発表申込書・・・・・・・・・・・・・1部

抄録原稿（本原稿1部、選考用2部）・・・・・・3部

抄録原稿提出チェックリスト・・・・・・・・・1部

③封筒の表に、「学術集会抄録応募原稿在中」と朱色で記載する。

④送付先は、〒854-0072 長崎県諫早市永昌町23番6号

長崎県看護協会 学会委員会宛とする。

※持参の場合は、(1)郵送の場合に準じる。

(2) メールの場合

- ① メールにて申し込みをする場合には、看護協会ホームページ
(<http://www.nagasaki-nurse.or.jp/society/index.html>) より
研究発表申込書、抄録原稿提出チェックリストをダウンロードする。
- ② 必要事項を記入後、添付ファイルとして送信する。
- ③ 添付書類
 - ・ 研究発表申込書・・・・・・・・・・1部
 - ・ 抄録原稿（本原稿1部、選考用1部）・・・・2部
 - ・ 抄録原稿提出チェックリスト・・・・・・1部
- ④ 送信時の件名は「平成30年度長崎県看護学会学術集会申し込み」とする。
- ⑤ メールには、「テーマ、施設名、研究代表者名、電話番号、メールアドレス」を記載する。
- ⑥ メール受信後に受信を確認したことを1週間以内に返信するので、必ずメールアドレスと代表者名を記載する。
*1週間経っても返信がない場合はお問合せ下さい。（学会事務局 Tel：0957-49-8050）
- ⑦ 送付先メールアドレス： (gakkai@nagasaki-nurse.or.jp)

3) 申込期日について

- (1) 申込期日は、平成30年3月22日（木）必着とする。
- (2) 受付期間内に学会委員会あてに、簡易書留または宅配便・メールで送付する。
※ 必着:必ず受付期間内に届くよう送付方法を選択、確認の上送付する。

5. 抄録原稿の採否・発表形式の通知及び抄録採用原稿の再提出について

1) 抄録原稿の採否・発表形式の通知等

- (1) 平成30年6月上旬予定とする。
- 2) 抄録採用原稿（以下「採用原稿」という。）の修正等
 - (1) 採用原稿のうち、査読所見に基づき指摘箇所の訂正や修正等を求める場合がある。
 - (2) 採用原稿のうち、発表形式の変更をする場合もある。

6. パワーポイントの使用について

- 1) パワーポイントの作成に当たっては、「長崎県看護学会学術集会パワーポイント使用要領」を参照する。
(PowerPoint 2007、2010、2013で作成下さい)
- 2) 口演発表でパワーポイントを使用しない場合は、学会事務局へ事前に連絡する。

7. 受付できないもの

- 1) すでに他の学会や他誌へ投稿中のものや発表されたもの（施設内発表は可）。
- 2) 受付期間を過ぎて届いたもの。
- 3) 抄録作成要領に添って作成されていないもの。

8. 選考方法

- 1) 採否の決定は、提出された抄録を学会委員会で選考の上、長崎県看護学会長が決定する。
なお、提出された抄録は採否にかかわらず返却しない。

9. その他

- 1) 本要領を改訂又は廃止しようとする時は、学会委員会で協議の上変更することができる。